

## 令和5年 第2回（5月） 筑紫野市議会臨時会

### 【総務市民委員会 委員長報告】

議案第37号及び議案第38号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第37号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、特定小型原動機付自転車の税率が年額で、一律2,000円となるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、7月1日施行となっているが、税額が変更になるのはいつからか、との質疑があり、執行部からは、税額変更は令和6年度からだが、道路交通法の改正が本年7月1日以降、区分の新設に伴う申告が可能となる、との答弁がありました。

また、一委員から、市内の電動キックボードの台数は何台か、との質疑があり、執行部からは、税法上の申請においては、原動機付自転車の種別は排気量や出力による区分のみの把握であるため、電動キックボードの台数の把握は行っていない、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第38号 令和5年度筑紫野市一般会計暫定補正予算(第1号)』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、電気・ガス・食料品などの物価高騰に対応するため、住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業や、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、学校給食物価高騰対策事業などを増額するものであり、歳入歳出それぞれ5億9,687万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億9,187万8千円とするものです。

委員会では、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関し、対象者と支給時期はいつになるのか、との質疑があり、執行部からは、基本的にひとり親世帯については3月分の児童扶養手当受給者、ひとり親以外の世帯については令和4年度の同事業受給者が対象であり、ともに5月25日の支給を目指している、との答弁がありました。

また、一委員から、学校給食物価高騰対策事業に関し、保護者に対して補助を行うという考えでよいのか、との質疑があり、執行部からは市の学校給食会に対して助成を行うものであるが、食材費の補助を行うことで結果的には保護者負担の軽減につながると考えている、との答弁がありました。

また、一委員から、今後の支援策の予定は、との質疑があり、執行部からは、市を取り巻く環境、物価状況、国県の動向を踏まえ、必要に応じ適切な時期に提案させていただく予定である、との答弁

がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。